

新型コロナウイルス感染症における登園停止等基準

<登園停止>

- ① 新型コロナウイルスに感染している、または、濃厚接触者と特定された場合
- ② 保健所や町から感染防止の協力を求められた場合
- ③ 風邪症状（発熱 **37.5°C以上**・咳等）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※毎日の検温や症状を記入・観察の徹底をお願いします。

※今後、対応等の変更や追加の可能性があります。

★以下の場合は速やかに園へご連絡下さい。

1、園児（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合（登園停止）

【登園停止の基準】

① 感染の場合

開始日 : 感染の判明した日

終了日 : 保健所等が登園を許可した時

② 濃厚接触者の場合（又は同居家族の感染が判明した場合）

開始日 : 濃厚接触者と認定された日（又は同居家族の感染が判明した日）

終了日 : 症状が出なければ、感染者と接触してから2週間程度

※「登園届（新型コロナウイルス関係）」を再登園の際に提出する。

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

2、保健所から感染防止の協力を求められた場合（登園停止）

開始日 : 保健所が協力を求めた日

終了日 : 症状が出なければ、保健所に指示された期間

※「登園届（新型コロナウイルス関係）」を再登園の際に提出する。

⇒期間中に感染が判明すれば、「1、①感染の場合」の期間へ

3、園児（本人）に発熱などの風邪症状がみられる場合（登園停止）

【登園停止の期間】

① 本人に発熱など風邪症状がある場合

開始日 : 発熱した日

終了日 : 解熱して24時間後より登園可能

② 新型コロナウイルスの検体検査を受けた場合、

終了日 : 陰性となった日、保健所の指示する期間

※「登園届（新型コロナウイルス関係）」を再登園の際に提出する。

⇒期間中に感染が判明すれば「1、①感染の場合」の期間へ

<園の対応>

① 園関係者に濃厚接触者が出た場合

臨時休園要請（役場より指示）

期間は2週間程度

開始日：濃厚接触者と認定された日（又は同居家族の感染が判明した日）

終了日：2週間後、又は陰性と認定され役場の指示のもと臨時休園要請解除

② 園関係者に陽性者が出た場合の対応

臨時休園要請（役場の指示）

期間は保健所の指示のもと決定（クラス閉鎖・閉園となる場合もある）

開始日：感染の判明した日

終了日：保健所等が開園を許可した時

濃厚接触者の特定

陽性者が出たクラス、又は状況に応じて職員・園児はPCR検査を行う

給食関係者に陽性者が出た場合、期間中は弁当持参になります

●その他

同居家族が濃厚接触者と認定された場合

⇒同居者のPCR検査が陰性であれば登園可能ですが、状況によっては登園停止を求めます。

家族全員が検温や健康観察に徹底してください。

その同居家族に感染が判明すれば、「1，②濃厚接触者の場合」へ

家族が出張等で海外・県外から帰沖した場合

⇒登園可能です。ただし、家族全員が検温や健康観察を徹底してください。

感染が心配で登園を控えたい場合

⇒南風原町より発令される新型コロナウイルス感染拡大防止の為の家庭保育に協力下さい

○沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口コールセンター

（平日休日を問わず24時間対応）TEL098-866-2129